由布市自主防災組織資機材等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、由布市補助金等の交付に関する規則(平成24年規則第12 号。以下「規則」という。)の規定に基づき、由布市自主防災組織資機材等整備事 業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとす る。

(補助金の交付)

第2条 市長は、災害による被害を最小限に抑えるために不可欠な地域住民の「自助」及び「共助」による地域防災力の向上のため、由布市内の自主防災組織(市に対し届出があったものに限る。)が行う新たに防災資機材を整備する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(交付対象経費及び補助金額)

- 第3条 補助金の交付対象経費は、自主防災組織が行う防災資機材等(他の補助金の交付を受けて自主防災組織内に整備されたものを除く。)の整備に要する経費で次に掲げるものとする。
 - (1) 消火器等初期消火活動に必要な資機材
 - (2) 無線通信機、担架等救助活動に必要な資機材
 - (3) 救急箱、毛布、ろ水器等救護活動に必要な資機材
 - (4) ビデオ等教材、訓練用消火器等訓練に必要な資機材
 - (5) ヘルメット、救命ロープ等避難誘導に必要な資機材
 - (6) 簡易な防災倉庫等資機材を保管する施設
 - (7) その他自主防災活動に必要な資機材
- 2 補助金の額は、交付対象経費の5分の4以内の額とし、300,000円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
- 3 前項の補助金の交付は、それぞれ1回限りとする。

(グリーン購入)

第4条 補助事業を行う者は、補助事業の実施にあたり防災資機材を調達する場合は、環境を考慮した、環境への負荷ができるだけ少ない物品等の調達に努めるものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

- この要綱は平成25年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は令和5年11月1日から施行する。